

●香川県告示第391号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成15年香川県条例第2号）第4条第2項及び香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）第21条第2項の規定に基づき、平成27年12月21日指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
国際会議場、展示場、産業振興センター、観光情報センター、多目的広場、駐車場、大型テント広場、アート広場、玉藻地区ハーバープロムナード第1駐車場、港湾緑地第2駐車場、港湾緑地第3駐車場、キャッスルプロムナード駐車場	シンボルタワー開発株式会社 高松市サンポート2番1号	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで